

# 連 絡 事 項

## 1. 介護保険制度における指導監督について

### ア 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

#### (ア) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアの実現を目指し、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求の事実内容について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」とを明確に区分することとしており、各都道府県においては、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に十分周知いただき理解を促していただくようお願いする。

特に、指導監督業務については、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成22年11月30日）等において、自治体間での指導内容の差異等が指摘されているところである。

厚生労働省としては、これまでも、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」の開催や、これまでに文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aの体系的な整理、HP等による公開、実地指導マニュアルの改訂等を行ってきたところであり、今後も、各自治体との意見交換を行いつつ、こうした取組を進めていくこととしており、引き続き、協力を願いたい。

#### (イ) 不正事案等における厳正な対応

介護サービス事業者の指定基準違反や介護報酬の不正請求等は、利用者に不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうことにもなるので、通報、苦情等により、そうした不正や不正が疑われる情報があった場合には、必要に応じて監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、厳正な対応をお願いする。

その際には、関係自治体、関係機関がある場合には、必要な情報の提供等十分に連携を図っていただきたい。

なお、営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、平成24年度が最終年度であるので、対象となる全ての介護サービス事業所に対し、確実に実施できるよう願います。

## イ 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備については、適正な介護事業運営が確保されるよう、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図っていくことが最も重要であるが、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、その取り組みに対する適切な助言並びに支援をお願いしたい。

### (ア) 業務管理体制に関する届出・確認検査について

業務管理体制整備の届出は遅滞なく行うこととされており、新規参入事業者の届出や届出事項の変更に伴う届出の未済防止の観点から、各自治体におかれては、新規指定申請時や集団指導等、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行うなど、引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

業務管理体制の整備・運用状況を確認する一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けることを目的としており、各自治体におかれては、適切な検査手法・実施計画に基づき、事業者に対し定期的に検査が実施できるよう願いたい。

また、介護サービス事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業者に対し特別検査を実施する必要があるが、実施の際は組織的関与の有無の検証にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認も適切に実施し、必要に応じ改善勧告等を行われたい。

なお、特別検査の実施の契機としては、結果的に指定等取消処分に至った事案に限らず、指定等効力停止処分の事案等、特に業務管理体制の整備・運用状況の不備

に起因すると考えられる事案が発生した場合なども想定されるので、適時・適切な検査の実施をお願いしたい。

(イ) 国に対する情報提供等について

介護サービス事業所の指定権者と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供を実施されたい。

国（本省及び地方厚生局）が業務管理体制監督権者である事業者が運営する介護サービス事業所において指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、速やかな情報提供とともに、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする。

また、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに老健局総務課介護保険指導室あて情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

ウ 適切な指導監督等の確保における実施体制の整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導がなされていないところもある。各自治体におかれては、平成21年度より追加された業務管理体制に関する監督業務への対応やサービスの質の確保・向上を図る観点から適切な指導監督を行えるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置に加え、法改正により新たに創設した指定都道府県事務受託法人制度の活用を検討いただくなどにより、実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

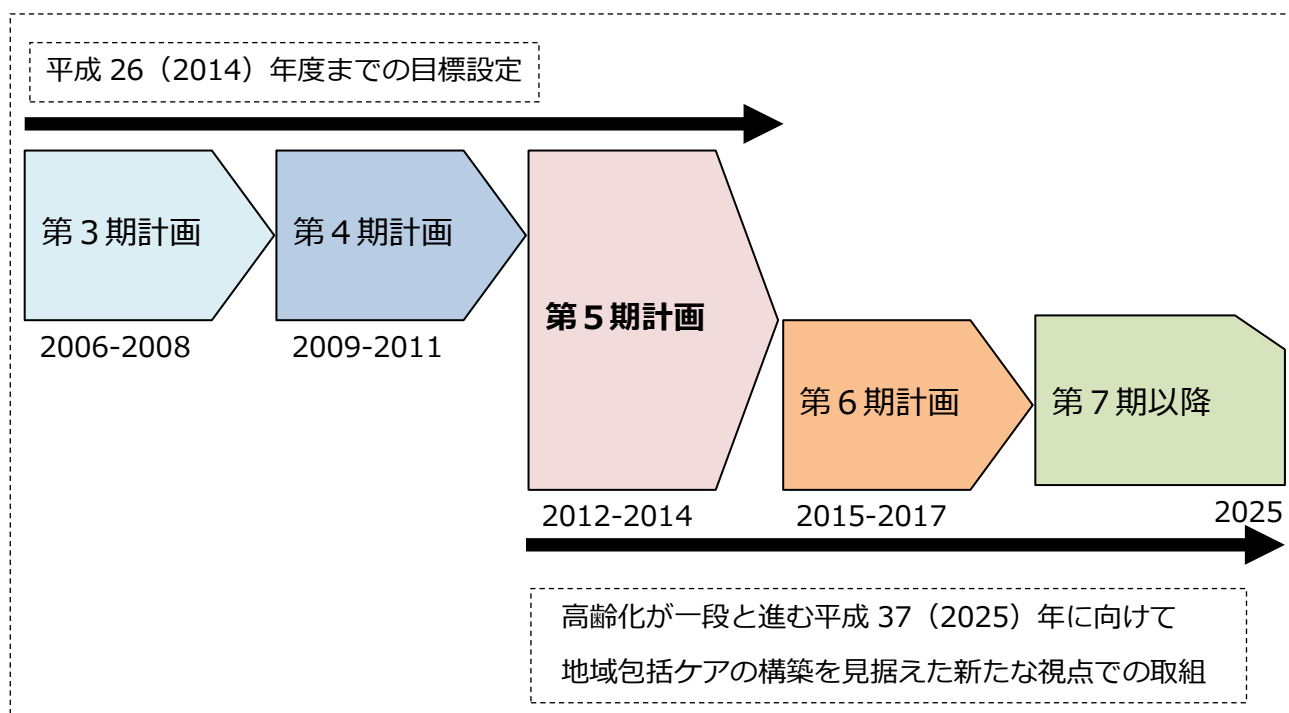
また、平成24年4月より指定都市及び中核市（以下「指定都市等」という。）内にある介護サービス事業所の指定、指導監督等に係る事務が、都道府県から指定都市等に移譲されることとなっている。指定都市等においては必要な体制等を整備いただくとともに、都道府県においても事務の引き継ぎ等指定都市等に対して支援いただき、円滑に事務が移譲されるよう準備いただきたい。

## 2 地域包括ケアシステム（社会保障・税一体改革における介護の将来像）を踏まえた第5期介護保険事業計画の実施について

第5期介護保険事業計画（以下「第5期計画」という。）においては、先般の全国担当者会議で示したとおり、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画であるとともに、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる

- (1) 認知症支援策の充実
- (2) 医療との連携
- (3) 高齢者の居住に係る施策との連携
- (4) 生活支援サービスの充実

といった重点的に取り組むべき事項を、地域の実情に応じて選択して位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点（計画）にもなっている。



また、今般の社会保障・税一体改革においては、高齢化が一段と進む2025年に、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現すべく、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築に取り組むこととされている。

<今後のサービス提供の方向性>

### ① 在宅サービス・居住系サービスの強化

- ・ 切れ目のない在宅サービスにより、居宅生活の限界点を高めるための24時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させる。
- ・ サービス付き高齢者住宅を充実させる。

## ② 介護予防・重度化予防

- ・ 要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進する。
- ・ 生活期のリハビリテーションの充実を図る。
- ・ ケアマネジメントの機能強化を図る。

## ③ 医療と介護の連携の強化

- ・ 在宅要介護者に対する医療サービスを確保する。
- ・ 他制度、多職種のチームケアを推進する。
- ・ 小規模多機能型サービスと訪問看護の複合型サービスを提供する。
- ・ 退院時・入院時の連携強化や地域における必要な医療サービスを提供する。

## ④ 認知症対応の推進

- ・ 認知症に対応するケアモデルの構築や地域密着型サービスの強化を図る。
- ・ 市民後見人の育成など権利擁護の推進を図る。

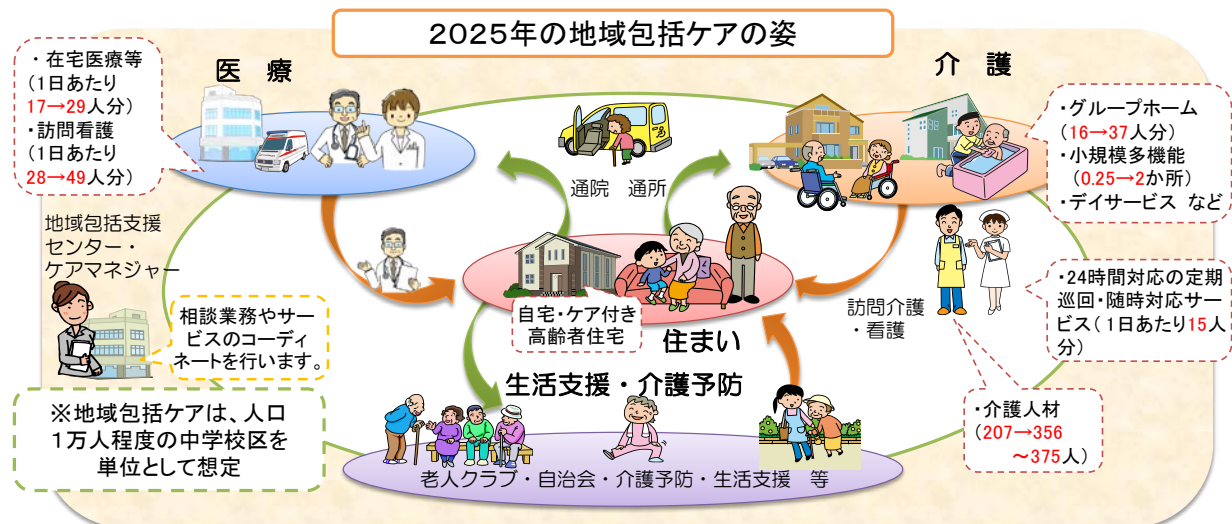
第5期計画については、高齢化が本格化する平成27(2015)年度以降における地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな視点での取組をスタートする時点(計画)にもなっており、各自治体においては、社会保障・税一体改革が目指す「地域包括ケアシステム」を念頭において、第5期計画の達成状況を適宜把握・検証していくことが、社会保障・税一体改革が目指す「地域包括ケアシステム」の構築のために重要となってくる。

### 社会保障・税一体改革成案による介護の将来像

○住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになる。

<改革の主な具体策>

- ・24時間対応の訪問サービス、グループホームや小規模多機能型サービスなどのサービスが充実。
- ・介護予防事業等により要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発になる。
- ・介護職員の処遇を改善し、キャリアパスを確立することにより、介護に必要な労働力が安定的に確保され、介護職員が誇りを持って仕事に取り組むことができる。



※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもので、人口1万人の場合

### 3 住民基本台帳法の改正による介護保険の被保険者資格等の取扱いについて（案）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号。以下「改正住基法」という。）により外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられ、平成 24 年 7 月 9 日（以下「改正住基法施行日」という。）から施行されることとなった。

これに伴い、介護保険制度において整理すべき以下の事項について現時点における考え方をお示しする。

#### （1）被保険者資格の取扱いについて

現在、外国人登録を行っていて、入国当初の在留期間が 1 年以上である者又は 1 年以上滞在すると認められる者であって一定の要件を満たすものを介護保険の被保険者としているところ。

改正住基法の施行により、適法に 3 か月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者等が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用対象となることを踏まえ、改正住基法施行日以後、同法第 30 条の 45 に規定する外国人住民を介護保険の被保険者とする。

加えて、3 か月以下の在留期間を決定された者であっても、資料等により 3 か月を超えて滞在すると認められる者は、介護保険の被保険者として扱うこととする。

#### （2）被保険者証の氏名表記の取扱いについて

改正住基法施行日以後、住民票における外国人の氏名表記が一定のルールに統一されるが、介護保険の被保険者証については、現行どおり、国において統一のルールを示すこととはしないため、保険者の判断による取扱いとしていただいて差し支えない。

#### （3）被保険者証の有効期限の取扱いについて

改正住基法施行日以後、中長期在留者（在留カード交付対象者）については、住民票に在留期間満了の日が記載されることとなるが、現行どおり、介護保険の被保険者証には有効期限の記載を求めないこととする。

<参考>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）（抄）

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。））、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

<p>中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 中長期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p>
<p>特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 特別永住者である旨 二 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</p>
<p>一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>
<p>出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p>	<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨</p>



#### 4. 介護給付の適正化について

- 介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。
- 介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、平成19年6月にお示しした「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県の考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を図ったところである。
- 平成23年度以降の取組については、平成23年3月にお示しした「第2期（平成23年度～平成26年度）介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県において「第2期介護給付適正化計画」を策定し、都道府県、保険者の実情に応じて、効果的と思われる取組を優先した目標を設定する等により、引き続き介護給付の適正化について更なる推進を図られたい。
- 社会保障審議会介護給付費分科会における「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」では、介護給付費通知の取組等を通じて福祉用具貸与（販売）価格の適正化に向けた取組をさらに推進することとしていることも踏まえ、引き続き事業の推進に努めていただきたい。

#### 【参考】

○国が示した実施目標 → ()内は、事業実施実績

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
適正化事業	100% <u>(99.1%)</u>	100% <u>(99.4%)</u>	100% <u>(99.4%)</u>
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	85% (90.4%)	95% <u>(93.6%)</u>	100% <u>(94.1%)</u>
ケアマネジメント等の適切化			
※ケアプランの点検	85% <u>(45.1%)</u>	95% <u>(56.4%)</u>	100% <u>(64.7%)</u>
※住宅改修等の点検	85% <u>(79.0%)</u>	95% <u>(83.5%)</u>	100% <u>(83.7%)</u>
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化			
※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	85% <u>(68.9%)</u>	95% <u>(73.5%)</u>	100% <u>(78.2%)</u>
※介護給付費通知	85% <u>(57.6%)</u>	95% <u>(63.3%)</u>	100% <u>(68.4%)</u>

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

- 予算や人員体制の確保が難しいこと等により、介護給付適正化事業の実施に至っていない保険者も存在することから、保険者が都道府県や国保連合会と連携し、介護給付の適正化に取り組んでいけるよう、「介護給付適正化推進特別事業」を実施することとしている。

具体的には、

- ① 目に見える効果が得やすい「縦覧点検・医療情報との突合」
- ② 介護サービス事業所等への牽制効果がある「介護給付費通知」
- ③ 将来的に適切・適正な給付に繋がると考えられる「ケアプラン点検」等、効果が見込まれる事業を中心に、適正化の取組を推進するものである。

## 【参考】

### 介護給付適正化推進特別事業の概要

(平成23年度予算額) (平成24年度予算額(案))  
(85,728千円) → 75,200千円

#### 1. 目的

都道府県、保険者及び国保連が介護給付費の適正化関連事業の一層の推進を図るため、都道府県に助成して保険者支援を行うものである。

#### 2. 事業内容

##### (1) 都道府県が行う保険者支援

- ① 保険者の適正化事業担当者に対して、国保連合会から職員を派遣し、システム活用に係る研修や実地支援等を行う。
- ② ケアプラン点検について、取組が進んでいない保険者の適正化事業担当者に対して「ケアプラン点検支援マニュアルの研修等を行う。
- ③ ノウハウのある専門職員等を派遣し、具体的なケアプラン点検方法等に関する研修等を行う。

##### (2) 国保連のノウハウを活用した保険者支援

- ① 費用対効果が見込まれる縦覧点検・医療情報との突合の更なる推進を図るため、国保連合会と連携した取組を行う。
- ② 介護給付費通知について、国保連合会による通知作成・発送処理等を活用する。

##### (3) その他適正化効果があると考えられる事業

地域の実情を踏まえ、都道府県、保険者、国保連合会等が効率的・効果的な先駆的事業を行う。

#### 3. 実施主体

都道府県

#### 4. 負担割合

国10/10

## 5. 地域介護・福祉空間整備等交付金等について

### (1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等について

重点事項4で述べたとおり、第5期介護保険事業計画中の介護基盤の整備のための支援策として、平成24年度においては「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」（以下「基盤整備基金」という。）の実施期間を1年延長し、既存事業に加え、「定期巡回・随時対応サービス事業所」及び「複合型サービス事業所」を新たな助成対象として、整備を支援していくこととしており、各自治体においては、以下の点も踏まえ、地域のニーズに即した施設整備の着実な実施に取り組んでいただきたい。

- 基盤整備基金と一体的に実施している「施設開設準備経費助成特別対策事業」（介護職員処遇改善等臨時特例基金において実施）は、緊急整備対象施設の開設準備等に係る経費を支援するものであることから、基盤整備基金と同様に実施期間の1年延長を行い、引き続き実施することとしたこと。
- 独立行政法人福祉医療機構の融資において、当該基金事業を実施する場合、融資率の引上げや貸付利率の引下げなど貸付条件の緩和が行われているが、基盤整備基金の実施期間の延長に伴い、当該措置を継続することとしたこと。

併せて、既存介護施設等におけるスプリンクラーの設置については、消防法施行令上、24年度以降完全施行となるため、早急な対応をお願いしたい。

### (2) 地域介護・福祉空間整備等交付金等について

平成24年度における「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」（以下「ハード交付金」という。）及び「地域介護・福祉空間整備推進交付金」（以下「ソフト交付金」という。）の協議は、各都道府県が管内市区町村の整備計画を取りまとめ、地方厚生（支）局へ提出していただくこととになっており、その提出に当たっては、次のとおり取り扱う方針であるので、各市区町村に周知徹底願いたい。

## **ア 小規模な養護老人ホームや都市型軽費老人ホームの整備について**

### (ア) 小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）について

重点事項4でも述べたとおり、平成24年度予算案において、小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）の整備や開設準備経費については、ハード交付金やソフト交付金の対象としたので、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まれない。

### (イ) 都市型軽費老人ホームについて

要介護度が比較的高くない低所得高齢者の居住対策として、養護老人ホームや軽費老人ホームが考えられるところであるが、軽費老人ホームについては、特に都市部において、地価等の影響により家賃を含む利用料が高額のため住み慣れた地域での利用がしにくい状況となっている。

このため、平成22年度に都市部を中心とした地域において、居室面積基準や職員配置基準の特例を設けて利用料を低廉化し、見守り機能を備えた「都市型軽費老人ホーム」を創設し、併せてハード交付金の対象とすることにより、高齢者の居住対策の促進を図ってきた。

この都市型軽費老人ホームのさらなる整備促進を図るため、平成24年度予算案において、新たに開設準備経費をソフト交付金の対象としたので、本事業の趣旨を踏まえ、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まれない。

## **イ 介護療養病床転換に対する交付金等の活用について**

(ア) 重点事項4でも述べたとおり、介護療養病床の転換については、転換期限の6年間延長を踏まえ、交付単価の改善等を行うこととしているが、ハード交付金やソフト交付金以外でも、独立行政法人福祉医療機構の融資において、療養病床等を有する病院又は診療所を老人保健施設等に転換する場合については、引き続き融資率の引上げや貸付利率の引下げなど貸付条件の緩和が継続されているので、積極的な活用をお願いしたい。

(イ) なお、療養病床転換を行う医療機関が療養病床整備時の債務等を円滑に償還し、転換後も安定的に経営できるよう支援するため、長期運転資金として「療養病床転換支援資金」が平成20年度から実施され、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた療養病床整備時の債務についても、法人の経営状況に応じて償還期間を延長することとしているので、引き続き、管内市区町村及び関係団体等に対し周知をお願いしたい。

## ウ 在宅サービス拠点の充実に必要な諸経費について

(ア) 重点事項4でも述べたとおり、「定期巡回・随時対応サービス事業所」及び「複合型サービス事業所」の整備事業は、基盤整備基金において新たに助成することとされたが、これらに加え、「定期巡回・随時対応サービス」に係るシステム設置費及び「複合型サービス」に係る設備整備費についても、ソフト交付金の対象（平成24年度予算案）としたので、基金による整備と併せ、積極的に活用されたい。

(イ) また、訪問看護ステーションのサービス提供の向上を図るため、事業の統合による大規模化を推進するとともに、支所的な機能をもつサテライト型事業所を設置するために必要な開設準備経費を盛り込み、整備の推進を図っている。

平成24年度予算案において、これらの開設準備経費についても、ソフト交付金の対象としたので、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まれない。

## エ 基盤整備基金を使い切った都道府県への対応について

基盤整備基金が1年延長されたが、いくつかの県では既に基金を使い切ることが見込まれているため、その対応として、ハード交付金による支援を検討している。

具体的な支援等については、成案を得しだい追って連絡する。

## オ 施設整備業務の適正化について

### (ア) 平成22年度決算検査報告における指摘事項について

会計検査院の平成22年度決算検査報告において、夜間対応型訪問介護事業に対する交付金について、次のとおり指摘を受けたところである。

#### 【会計検査院平成22年度決算検査報告（平成23年11月7日）】

- ・ ソフト交付金について、事業者等が事業の適正な実施に対する認識等が十分でなかったこと等により、年度を超えて事業を実施していたり、委託業者に対し、夜間対応型訪問介護事業研修及び事業立ち上げ支援業務委託費を支払ったとしていたが、支払実績がなかったことにより過大受給となっていた事例があった。

については、管内市区町村に対し、ソフト交付金の適正な執行について周知徹底をお願いしたい。

### (イ) 不正受給の防止について

社会福祉法人が、助成事業を行うために締結した契約の相手等から寄付金等の資金提供を受けることは、いわゆる水増し契約が行われ、社会福祉法人にリベートなどとして不当に資金が還流しているのではないかとの疑惑を招くこととなることから、禁止されている。

管内市区町村及び社会福祉法人等に対しては、引き続き各種関連通知の趣旨に沿った指導の徹底を図られたい。

不正受給の事実が発覚した場合には、交付金等を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正に対処されたい。併せて、このような不適正な整備事業が採択された要因を分析し、再発防止に万全を期されたい。

## 6. 低所得高齢者の住まい対策（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）について

### （1）養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

要介護度は低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受け入れ先として、養護老人ホームや軽費老人ホームによる対応がなされているところであるが、近年、単身の低所得高齢者が増大していることにより、これらの施設の重要性が増しているところである。

これらの施設にかかる運営費や施設整備費については、地方分権推進の観点から、三位一体改革により税源移譲による一般財源化が行われたところであり、これらの施設自体の整備・運営は、各自治体において適切に対応することが必要である。

このため、各都道府県等は、本趣旨を踏まえ、これらの施設において必要な定員が確保されるよう留意するとともに、引き続き養護老人ホーム・軽費老人ホームの計画的な整備を図り、適切な運営を指導されたい。

### （2）小規模な養護老人ホームや都市型軽費老人ホームの整備について

#### ア 小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）について

養護老人ホームにおいても、入所高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられることが重要であることから、比較的、設置が容易である小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）の整備を図ることとしている。

このため、平成24年度予算案において、施設整備や開設準備経費をハード交付金やソフト交付金の対象としたので、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まされたい。

#### イ 都市型軽費老人ホームについて

都市型軽費老人ホームについては、平成22年度に、施設整備についてハード交付金の対象としてきたところであるが、さらなる整備促進を図るため、平成24年度予算案において、新たに開設準備経費をソフト交付金の対象としたので、

関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まれない。

### **(3) 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替に係る貸付について**

養護老人ホームは、昭和38年度の制度創設以降、長い期間が経過し、一部の施設においては、老朽化に伴う改修の必要性に迫られているものの、資金的な問題もあるため、改修を見送っている施設もあり、今後の施設運営に著しい影響を及ぼしかねない状態となっている。

在宅生活が困難な低所得高齢者の住まいの確保という課題への対応として、施設の安全性を含め、改修・整備を図るため、措置施設である養護老人ホームについては、他の障害者施設や児童福祉施設の措置施設同様、独立行政法人福祉医療機構の無利子貸付の対象に、自治体の補助を受けていることを要件として、①老朽民間社会福祉施設整備事業、②既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業、③地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業の対象に追加することとしている。(平成24年度予算案)

については、建替等が必要な施設に対し、本貸付を活用し、必要な改修・整備を図られるよう周知願いたい。なお、具体的な取扱いについては、今後、通知等により改めてお知らせすることを予定している。



## 7. ユニット型及びユニット型以外の施設を併設する施設について

### (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について

#### ア 改正の趣旨

平成22年9月21日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめを踏まえ、一部ユニット型施設等に係る規定の整理・明確化を図るため、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第106号）（以下「改正省令」という。）が公布され、平成23年9月1日から施行されたところ。

#### イ 改正の概要

##### (ア) 施設類型上の取扱い

ユニット部分とそれ以外の部分（従来型個室又は多床室）のそれぞれで適切なケアが行われるよう、以下のサービス類型における一部ユニット型施設等の類型を廃止し、別々の施設等として認可、指定又は許可（以下「認可等」という。）を行うこととする。

- ・特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和33年法律第133号）第20条の5）
- ・短期入所生活介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項）
- ・短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項）
- ・地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第20項）
- ・介護老人福祉施設（介護保険法第8条第24項）
- ・介護老人保健施設（介護保険法第8条第25項）
- ・介護療養型医療施設（介護保険法第8条第26項）
- ・介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第9項）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護保険法第8条の2第10項）

(イ) 人員に関する基準

- ① 特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設

ユニット型施設とユニット型以外の施設（以下「従来型施設」という。）を併設した施設における介護職員及び介護職員と同様にケアを行う看護職員については、併設された従来型施設との兼務を認めないこととする。

- ② 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び指定短期入所療養介護

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設における介護職員については、併設された従来型施設との兼務を認めないこととする。

- ③ 上記①及び②以外の各従業者については、入所者の処遇に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における同職との兼務を認めることとする。

(ウ) 設備に関する基準

- ① 指定短期入所生活介護事業所の利用定員について

改正前の省令において、利用定員は20人以上とすることが規定されていた。改正省令の施行後、ユニット型事業所とユニット型以外の事業者（以下「従来型事業所」という。）が併設され一体的に運営される場合であって、ユニット型事業所及び従来型事業所それぞれの利用定員が20人未満であるものについて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合は、それぞれの利用定員を20人未満とすることができることとする。

- ② なお、設備については、居室又は療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における併用を認めることとする。

（エ）経過措置

- ① 平成15年4月1日（介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については平成17年10月1日）に現に存する特別養護老人ホーム等（建築中のものを含む。）が、その建物を各日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、又は、各日において現に存する特別養護老人ホーム等が各日において現に有しているユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合に該当する一部ユニット型施設等については、改正省令の施行後、最初の指定更新の際に、改正省令の規定を適用することとする。

- ② 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において、ユニット部分とそれ以外の部分について、別々の施設として認可等されることにより、指定地域密着型介護老人福祉施設となり得ることから、以下の経過措置を置くこととする。

- ・ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において、住所地特例を適用して他市町村の住民が入所している間に限り、平成24年3月31日まで、なお従前の例によるものとする。なお、平成24年4月1日以降は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）において同様の措置を講じているところである。

- ・ サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設の本体施設で

ある一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設の本体施設とみなすこととする。

- ・ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合であって、併設される指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員が、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回る場合においても、当分の間、入所定員の上限の規定（指定地域密着型サービス基準第131条第14項）を適用しないこととする。

- ③ 改正省令施行後、ユニット型特別養護老人ホーム等の整備状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## **（２）改正省令の施行に伴う指定事務及び介護報酬等の取扱いについて**

改正省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについては、平成23年9月30日付け事務連絡「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて」を参照されたい。